

議案第 77 号

飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の
資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準
に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 6 月 17 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

技術士法施行規則の改正に伴う改正

飛驒市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年飛驒市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「又は水道環境」を削り、「6箇月」を「1年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に行われた技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の飛驒市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条第7号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

資料

飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第2条 略 (布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 略 (1)～(6) 略 (7) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。)であって、<u>6</u>箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条～第2条 略 (布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 略 (1)～(6) 略 (7) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道_____を選択した者に限る。)であって、<u>1</u>年 以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>以下 略</p>

飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに 水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正 する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条で定める水道の布設工事監督者の資格のうち、同条第7号は「技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と定めているが、技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）により、当該選択科目を定めた技術士法施行規則第11条第1項の表第10号から「水道環境」が削除された（平成31年4月1日施行）ため改正する。

また、技術上の実務に従事した経験年数は簡易水道の場合が6箇月以上であるため1年以上に改める。

2 改正の内容

飛騨市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条第7号に定める布設工事監督者の資格要件から「技術士試験第2次試験の上下水道部門で水道環境を選択した者」を除く。

また、併せて水道に関する技術上の実務従事経験年数を1年以上に改める。

3 施行日 公布の日